

平成30年度第1回墨田区地域包括支援センター運営協議会報告書

1 日 時

平成30年7月17日（火） 午後2時30分から午後4時20分まで

2 場 所

墨田区役所12階 122会議室

3 議 題

- (1) 会長・副会長の選出
- (2) 平成29年度事業報告及び収支報告について
- (3) 墨田区地域包括支援センター事業実施要綱の改正について
- (4) 高齢者支援総合センター及び高齢者みまもり相談室業務の停止及び混乱等の防止に向けた取組について
- (5) (仮称) はなみずき福祉総合型地域包括支援センターについて

4 事務連絡

- (1) 平成30年度地域包括支援センター運営協議会年間予定について
- (2) 平成30年度墨田区地域ケア会議について
- (3) 会議の公開について

5 出欠者

墨田区地域包括支援センター運営協議会 ◎会長 ○副会長

氏 名	所 属 ・ 役 職	出欠
◎ 鏡 諭	淑徳大学教授	出席
○ 成 玉 恵	千葉県立保健医療大学	出席
山 室 学	墨田区医師会	出席
松 田 浩	本所歯科医師会	出席
北 總 光 生	向島歯科医師会	出席
堀 田 富士子	東京都リハビリテーション病院	欠席
古 畑 元 資	東京都柔道整復師会墨田支部	出席
鎌 形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会	出席
植 竹 香 苗	墨田区特別養護老人ホーム施設長会	出席
栗 田 陽	墨田区社会福祉協議会事務局長	出席
濱 田 康 子	すみだケアマネジャー連絡会	出席
青 柳 吉 季	墨田区訪問介護事業者連絡会	出席
佐 藤 和 信	第1号被保険者	出席
廣 田 栄 子	第1号被保険者	欠席
村 山 厚 子	第1号被保険者	出席
青 木 剛	墨田区福祉保健部長	出席

以上14名出席

6 議事要旨

議題に入る前に、委員の自己紹介を行った。また、事務局から各高齢者支援総合センター施設長の紹介及び区側出席者の紹介を行った。

(1) 会長・副会長の選出

要綱に基づき出席委員から互選による会長の選出が行われ、出席者の総意として、会長に鏡委員が選出された。続いて、鏡会長から副会長に成委員を指名し、出席者の了承を得た。

(2) 平成29年度事業報告及び収支報告について

基幹型及び高齢者支援総合センター8箇所の事業報告について、資料3-1~9を用いて説明を行った。

ア 地域支援ネットワークの充実

副会長：報告の中で、訪問看護ステーションとの連携というお話がなかったが、何かあれば教えていただきたい。

うめわか：地域ケア会議には医療案件のグループで、訪問看護ステーションの看護師の方に御出席いただいている。今年度の地域包括ケア計画の中の医療連携の部分で御意見をいただいた。

副会長：最近の訪問看護ステーションの訪問看護師は、地域の連携をつくったり、しているので、使っていただければと思う。

イ 認知症ケア及び権利擁護の推進

委員：いくつかの高齢者支援総合センターから、認知症初期集中支援チームの話があった。認知症の認識がない方も、こういうところを使わせていただくことで、次のステップに進めるのだが、墨田区全体でどのくらい実績があったか教えていただきたい。

事務局：認知症初期集中支援チームについては、平成29年度からモデル的に実施している。今年度については訪問看護ステーションに委託しており、看護職、医師会の認知症サポート医、高齢者支援総合センターの福祉職といった、多職種で月1回、数件、事例を挙げながら進めている。実績は、後程、議事録に掲載させていただく。

(補足) 「認知症初期集中支援チームの実績」について

平成29年10月(事業開始時)から同30年3月までの
支援対象者数 5名

ウ 医療と介護の連携強化

会長：墨田区の在宅医療の実施状況を教えてほしい。

委員：ほとんどの診療所は医師一人なので、24時間、365日体制で診るのは難しい。しかし、診療所を補助する形で訪問診療の医師に副主治医として夜間休日の往診をお願いする体制を、今年度から作り始めている。

委員：本所・向島歯科医師会も、墨田区の委託事業である「在宅高齢者訪問歯科診療事業」に協力している。多くの歯科医師が在宅訪問歯科診療を行える状態になっている。

委員：かかりつけ医が在宅医療に熱心な先生であれば、区民は安心である。在宅医療に熱心な先生が増えていけばと思う。

委員：在宅療養について、各高齢者支援総合センターや区等、相談窓口の連携状況はどのようになっているか。

事務局：主に、区民の方やケアマネージャーから、病院に入院されている方が退院を迫られたり、施設に入りたいがどうしたらいいか、という相談があり、医療機関の医療相談員の存在を知らなかったという事例が多かった。月に数件だが、区に相談があれば、高齢者福祉課の看護職、福祉職で対応している。また、高齢者支援総合センターが相談を受けて、解決できない場合、医師会に御相談するという流れもある。入所の相談は、そこから在宅療養に結び付くケースもある。

区内の有床の医療機関の医療ソーシャルワーカーと高齢者支援総合センター、高齢者福祉課で年1回程度、情報交換会を行い、継続的に資源、繋ぎ先等を確認している。

エ ひとり暮らし高齢者等への支援と地域での支えあいの推進

委員：資料3-1について、達成状況で「日誌分析勉強会等を行った」とあり、「日誌から各地区ごとの特徴や課題が抽出された」となっているが、区の北部と南部で、どういった違いがあるのか教えていただきたい。

事務局：南部は今、マンションが非常に多く、オートロックのところも多い。見守りの際にも、中に入っていけないという実態がある。一方、北部は昔ながらの住居が残っており、まだ、向こう三軒両隣という様子もあり、見守りを進めるうえで違いが大きいということを各高齢者支援総合センターから聞いている。

(補足) 「資料3-1 平成29年度基幹型高齢者支援センター重点事業計画・報告書」について

「事業実施計画及び実績」欄 No.4・5・6・7の「具体的な施策」の記載に誤りがありました。

(誤) オ・カ・キ・ク → (正) ア・イ・ウ・エ

オ 全体事項

会長：報告の中で、実際どういう成果を得ているかというアウトカムの部分がないと、本当の地域包括ケアは実現したということにならないと思う。是非、現場の方を含めて、そういった視点を持っていただきたい。

以上の質疑応答を経て、平成29年度事業報告及び収支報告について承認された。

(3) 墨田区地域包括支援センター事業実施要綱の改正について

事務局：資料4-1～2を用いて説明を行った。

委員：平成29年度第3回の本協議会において、基幹型は要綱上なくし、統括・総合調整機能については、高齢者福祉課において引き続き実施するとの説明だった。しかし、墨田区地域包括支援センターの設置及び管理運営に関する要綱を廃止し、この要綱改正では、結果的に、区の統括・総合調整機能がどこにも規定されないことになってしまうが、いかがか。

事務局：高齢者福祉課には、この事業の委託者としての区の責任がある。基幹型センターとしてではなく、委託者である行政として、引き続きこの役割を担っていくので、御理解を賜りたい。

会長：この件については、昨年度いろいろな議論があり、御意見があったが、統括・総合調整機能は区が持っているもので、改めて区の責任を明確にしたということで、わかりやすくなったかと思う。

委員：高齢者支援総合センターの業務は、虐待のケース等、非常に困難なものもあるが、これまで基幹型の職員の方と一緒に対応した事例について、今後も高齢者支援総合センターの職員は、高齢者福祉課の職員と一緒に動けばよいのか。

事務局：権利擁護の関係は区の業務としてあるので、これまでどおりとなる。困難案件への対応については、区に高齢者支援総合センターから相談があった時は、まず受けて、専門知識のある基幹型の職員とやり取りのうえ、対応に当たる形となる。

会長：虐待、権利擁護に絡むものは引き続き区で行う、行政として責任を持つという意思表示だと思うので、福祉的な水準が落ちないように、是非お願いしたい。

以上の質疑応答を経て、墨田区地域包括支援センター事業実施要綱の改正について承認された。

(4) 高齢者支援総合センター及び高齢者みまもり相談室業務の停止及び混乱等の防止に向けた取組について

事務局：資料5-1～2を用いて説明を行った。

(資料5-1は当日差替え、机上配布を行った。)

委員：資料5-1について、差替え前の資料と差替え後の資料で、「3 支援の流れ」の①の表現が違う。差替え前は「① 区と墨田区地域包括支援センター機能強化(基幹型)事業受託者で対応策を検討」、差替え後は「①区は、墨田区地域包括支援センター機能強化事業受託者に状況確認及び報告を指示する」である。意図は。

事務局：混乱が生じた場合、被害状況がどれだけ事業に影響があるのかといったことを、専門職の視点を含めて見ていただきたいというところである。状況に応じ、基幹型機能を持つ受託者と区が協同し動くようになるかと思う。

委員：そうであれば、「必要に応じて」等の表現を入れた方がよい。

事務局：まだ、案の段階なので、表現については確認させていただく。

会長：本案をさらに詰めていくとして、方向性としてはご了承いただいたということで進めさせていただきたい。

以上の質疑応答を経て、高齢者支援総合センター及び高齢者みまもり相談室業務の停止及び混乱等の防止に向けた取組について承認された。

(5) (仮称) はなみずき福祉総合型地域包括支援センターについて

事務局：資料6を用いて説明を行った。

委員：福祉総合型で対象となる相談業務は身体障害の方のみか。

障害者福祉課長：当然、知的障害、精神障害を含めた御相談もあろうかと思う。件数は圧倒的に身体障害の方が多いが、知的障害、精神障害については、窓口業務マニュアル等、資料作りを進めており、いずれ各センターに配布させていただき、一定の対応をしていきたいと考えている。

(補足) 「一定の対応」について

障害者福祉課長の発言にある「一定の対応」とは、知的障害、精神障害に関する相談があった場合に、必要に応じて、適切な機関等への御案内を行うという主旨です。福祉総合型で対応する障害に関わる相談は、あくまで身体障害者手帳の取得に向けた相談業務が中心となります。

会長：資料に、受託法人の選定を公募により実施したとあるが、委託業務の内容について、説明できる範囲で教えていただきたい。

事務局：委託業務の内容は、従来の高齢者支援総合センターと高齢者みまもり相談室の業務に、介護予防や認知症に特化した部分をプラスした事業を行うということで公募した。なお、身体障害者手帳の取得に関する巡回相談の事業は、すでに社会福祉事業団に委託している。

会長：人員配置で想定している人数はないのか。

事務局：人員数ではなく、業務量に基づき委託をしている。はなみずき高齢者

支援総合センターと高齢者みまもり相談室の職員配置基準は常勤換算9名、実人数は10名である。

副会長：身体障害者手帳の取得に関する相談等の対象年齢についてはどうか。
在宅小児で、障害関係で地域にこういう相談機能を求めている方がたくさんいるが、受け入れは考えているか。

障害者福祉課長：高齢者関係施設なので、現在、対象として小児の想定はしていない。

以上の質疑応答を経て、(仮称)はなみずき福祉総合型地域包括支援センターについて承認された。

7 事務連絡

- (1) 平成30年度地域包括支援センター運営協議会年間予定について
- (2) 平成30年度墨田区地域ケア会議について
- (3) 会議の公開について

事務連絡3点について、資料7及び口頭により説明を行った。連絡事項に係る質問事項、意見はなかった。

8 その他

事務局から、第2回は平成30年11月20日(火)午後2時30分から開催することとし、閉会した。